

# 令和7年度佐野漁港食品コンビナート 地区野積場用地利用事業者募集要項

大阪府環境農林水産部水産課が行う佐野漁港食品コンビナート地区野積場用地利用事業者（以下「利用事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、各事項を承知の上、お申込みください。

## 1 公募物件

### (1) 公募目的

本件、公募については、佐野漁港食品コンビナート地区における遊休地の有効利用を図ることを目的とします。

### (2) 占用許可物件の面積及び最低占用料等

占用許可場所／所在地	占用許可面積	最低占用料（年額）	位置
佐野漁港食品コンビナート 地区野積場用地/泉佐野市住 吉町59及び80一部	1,554.64 m <sup>2</sup>	金 1,567,440 円	別図

※ この要項では以下、占用許可物件を「事業用地」と呼称します。

本件占用料の徴収の際には、消費税相当分の加算は行われません。  
(非課税取引となります)

## 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が利用事業者に応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な法定代理人等の同意を得ていない者
  - ⑥ 破産者で復権を得ない者
  - ⑦ 大阪府の指名停止措置を受けている者又は大阪府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者
- (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった日から2年を経過した者を含む。）であること。
- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなく大阪府との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった日から 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
  - ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号又は第 4 号に該当しない者であること。
- (6) 大阪府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (7) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (8) 令和 7 年 4 月 1 日現在で、大阪府内に本・支店又は営業所を有し、かつ大阪府内において事業用地で行おうとする事業の運営について実績を有する者であること。

### 3 公募条件等

#### (1) 占用許可期間

占用許可の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。（整地やフェンス、出入り口の設備等を設置する工事期間を含む。）令和 13 年 4 月 1 日以降、継続して占用を希望する場合は、本公募条件を変更しないことを条件として申請を行うことにより、最長令和 18 年 3 月 31 日までの間占用許可を受けることができます。

なお、事業用地の公用・公共用としての必要性や利用事業者の利用状況を勘案して支障がある場合は占用許可をしない場合があります。

また、占用許可を受けた期間について、短縮などの変更は原則としてできません。ただし、合理的でやむを得ない事情により占用許可期間の変更を行う場合は、占用許可期間の変更にかかる占用許可申請書を提出の上、知事の許可が必要です。

(2) 占用料等

ア 応募価格

応募価格は、佐野漁港食品コンビナート地区野積場用地の年額最低占用料（消費税相当分の加算なし）以上の金額を百円単位で記入してください。

イ 占用料の納入

占用料は、大阪府が発行する納入通知書により、応募価格を年額占用料として納入期限までに全額納入してください。納入された占用料は、府条例に基づき原則として還付しません。

また、翌年4月分からも許可受者に納入通知書を郵送しますので年額占用料を納入期限までに納入してください。

ウ 年額占用料

占用許可期間の更新を受けた場合における年額占用料は、応募価格とします。

ただし、大阪府漁港管理条例の占用料が改定された場合は、占用料の改定率を応募価格にあてはめ、再計算し、大阪府が算出した額に改定することとします。

(3) 利用事業者が負担すべき経費

ア 事業用地での営業に必要な許可等各種手続きに要する費用

イ 光熱水費その他経費の負担

事業用地の準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「佐野漁港食品コンビナート地区野積場用地利用事業者募集仕様書」に記載のとおりとします。

(4) 遵守事項及び占用上の制限

占用期間前及び占用期間中は、次のことを遵守してください。

ア 事業用地の運営、整備については、営業等に必要な法令（例：建築基準法、駐車場法など）遵守すること。

イ 公募条件及び別紙「佐野漁港食品コンビナート地区野積場用地利用事業者募集仕様書」を遵守し、占用料を納入期限までに確実に納付してください。

ウ 事業用地を運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。

エ 占用許可期間中に、「2 応募資格要件」の(7)にかかる許認可等の取消しを受けた場合は、直ちに当該許可に係る営業を停止し、大阪府に申し出てください。

#### 4 応募申込手続き

(1) 申込方法

次のいずれかの方法により申し込んでください。なお、ファックス、電子メールによる申し込みは受け付けておりません。

①郵送・メール便で申し込む場合

申込受付期間 令和8年1月9日(金)～令和8年1月22日(木)必着

送り先 〒598-0061

大阪府泉佐野市住吉町9-6

大阪府環境農林水産部水産課 大阪府漁港管理事務所

漁港・漁業取締グループ 宛

電話番号 072-462-8649

②持参する場合

申込受付期間 令和8年1月9日(金)～令和8年1月23日(金)必着

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、休日、祝日は受付を行いません。

提出先

大阪府泉佐野市住吉町9-6

大阪府環境農林水産部水産課 大阪府漁港管理事務所2階  
漁港・漁業取締グループ

(2) 必要な書類(各1部)

- ア 応募申込書(P6)
- イ 誓約書(P7)
- ウ 誓約書(P8、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約)
- エ 「2 応募資格要件」の(8)にかかる実績が確認できる書類(営業許可証、不動産登記事項証明書、不動産賃貸借契約書の写し等)
- オ 会社概要がわかる資料(会社パンフレットなど営業実態が判断できるもの)
- カ カが無い場合、商業登記事項証明書

## 5 質問書

(1) 受付期間 令和8年1月9日(金)～令和8年1月16日(金)

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

※土曜日、日曜日、休日、祝日は受付を行いません。

(2) 質問方法

質問書(P9)により、4(1)の「提出先」に

FAX・電子メール送信又はご持参ください。

FAX番号 072-462-8230

FAX送信をされる場合は、送信後にその旨を電話連絡してください。

メールアドレス [suisan-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:suisan-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp)

(3) 質問への回答日

令和8年1月20日(火)に大阪府ホームページ(大阪府環境農林水産部水産課漁港・漁業取締グループホームページ内の公募情報のページ)に掲載します。

## 6 利用事業者の決定

(1) 利用事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、大阪府が設定する最低占用料(年額)以上で、かつ最高金額の応募価格で申し込みを行った者とします。

(2) くじによる利用事業者の決定

最高金額の応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立ち合いのもと、くじにより決定します。くじを実施する場合は、令和8年1月26日(月)に実施します。

### (3) 利用事業者の公表等

利用事業者の決定は、令和8年1月26日(月)の予定です。利用事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び利用事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び利用事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

## 7 占用許可申請の手続き

利用事業者に決定された者は、令和8年2月13日(金)までに、漁港施設占用許可申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」の(6)に記載する税の納付の証明として、大阪府税事務所が発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

### 《漁港施設占用許可申請時の提出書類》 ※提出部数は各1通

- ア 占用許可申請書（大阪府指定様式）
- イ 事業用地の利用計画図面
- ウ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
  - 〈法人の場合〉…商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書
  - 〈個人の場合〉…印鑑証明書（市町村長発行のもの）
- エ 事業用地利用計画書（利用形態、利用時間、その他の事項等）
- オ 工事計画書（整備内容、工事図面、工事工程表等）

## 8 利用事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、利用事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに占用許可申請を行わなかった場合
- (2) 「2 応募資格要件」の資格を失った場合
- (3) 利用事業者の役員について、公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱による警察本部長への照会により暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合

## 9 その他

占用許可の手続きに関する一切の費用については、利用事業者の負担とします。

## 応募申込書

### 〈佐野漁港食品コンビナート地区野積場用地利用事業者募集〉

令和 年 月 日

大阪府知事様

住 所 (所在地) (〒 )

氏名  
〔 法人名 〕  
〔 代表者名 〕  
印

(事務担当者)

所属部署

氏名

電話

佐野漁港食品コンビナート地区野積場用地利用事業者募集について、募集要項及び募集仕様書の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

#### 1 提案占用料

所在地	場 所	占用許可面積	応募価格									
			¥	千	百	十	万	千	百	十	円	
/泉佐野市 住吉町 5 9 及び 8 0 の一部	佐野漁港 食品コンビ ナート地区 野積場	1,554.64 m <sup>2</sup>		万	万	万	万	千	百	十	円	

- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低占用料以上の金額を記入してください。  
2. 応募価格は、年額として、百円単位で記入してください。  
3. 金額は算用数字（アラビア数字）で記入してください。  
4. 初めの数字の頭に¥を入れてください。

#### 2 添付書類

- ① 誓約書（大阪府所定様式）
- ② 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約）
- ③ 募集要項2(8)にかかる実績が確認できる書類（契約書や営業許可の写し等）
- ④ 会社概要がわかる資料（会社パンフレットなどの営業実態が判断できるもの）

## 誓 約 書

私は、大阪府が実施する佐野漁港食品コンビナート地区野積場用地利用事業者募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、「佐野漁港食品コンビナート地区野積場用地利用事業者募集要項」及び「佐野漁港食品コンビナート地区野積場用地利用事業者募集仕様書」について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 利用事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び利用事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所  
(所在地)

氏 名  
〔 法 人 名 〕  
〔 代 表 者 名 〕

印

## 誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならぬよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、佐野漁港食品コンビナート地区野積場用地利用事業者募集にあたり、下記事項について誓約します。

### 記

1. 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2. 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
3. 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
4. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

申請者

住所又は所在地

氏名又は法人名

〔 法人の場合 〕  
〔 代表者職氏名 〕

印

代表者の住所

代表者の生年月日

大阪府環境農林水産部水産課 漁港・漁業取締グループ 宛  
(FAX 072-462-8230)

# 質問書

## (佐野漁港食品コンビナート地区野積場用地利用事業者募集)

項目番号	質問内容

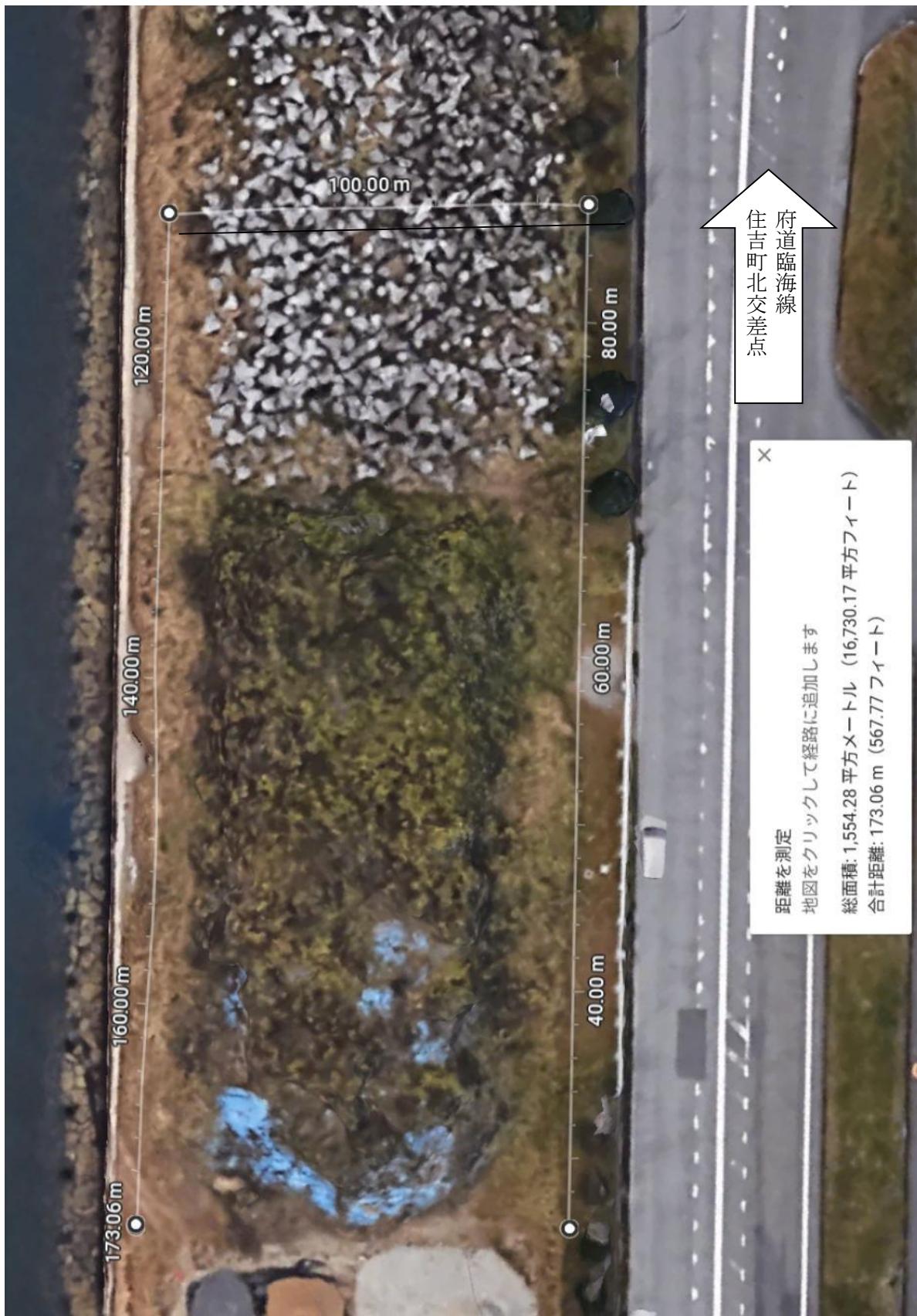
※ 質問は、項目ごとに分けて記入してください。

氏 名  
法 人 名  
代表者名

担当者名



別図 2 付近図



※占用許可物件地の面積・形状等は別に示す資料(丈量図)でご確認ください。

占用区域は、赤頭木杭で明示しています。

### 別図3

## 丈量図

四  
皇  
文

土地の所在 地番	泉佐野市住吉町 59の一部及び60の一部
-------------	-------------------------

11 of 11

表 精 標 求 座

地番	賃付予定用地	No.	標識	Yn	Yn	辺長	点間No
K1	木杭		118.761	76.988		24.38	K2
K2	木杭		103.320	95.863		65.13	K3
K3	木杭		57.243	49.830		24.35	K4
K4	木杭		74.420	32.562		62.76	K1
	倍面積					-3109.284718	
	面積					1554.64	m <sup>2</sup>
	地積					1554.64	m <sup>2</sup>

1554. 64

# 佐野漁港食品コンビナート地区野積場利用事業者募集仕様書

## 1 占用許可物件

占用許可場所／所在地	占 用 許可面積	数 量	最低占用料 (年額)	位置図
佐野漁港食品コンビナート地区 野積場用地 / 泉佐野市住吉町 59 及び 80 の一部	1,554.64 m <sup>2</sup>	1	金 1,567,440 円	募集要項 別図のとおり

## 2 経費の負担

- (1) 事業用地には、電気、ガス、水道等の給排水設備等はありません。そのため、当該供給を受ける場合は、各供給事業者と契約を締結する必要があり、供給にあたっての工事費用等の負担が生じる場合があります。
- (2) 清掃、ごみ処理、除草、修繕等、事業用地の維持管理に係る経費の負担が必要です。

## 3 占用条件等

- (1) 事業用地は、現状有姿で引き渡しします。事業用地内の支障となる土砂、草木等の撤去は利用事業者が行ってください。  
なお、占用区域は赤頭木杭で明示していますので利用に際してはご注意ください。
- (2) 事業用地の用途は、「野積場」となっていますので、建築物の建設、設置は出来ません。  
ただし下記のものに限り設置は可能です。
  - ・ 7 m<sup>2</sup>以下の物置・仮設トイレ、看板等 (7 m<sup>2</sup>は設置物の合計値)
  - ・ 事業用地への侵入防止のためのフェンス、塀、防犯カメラ等
  - ・ 事業用地への出入り口に簡易な門扉（ジャバラゲート）など

上記の設置をする場合は、事前に大阪府にその内容を図面・書面により通知してください。  
また、設置された工作物等は、占用期間が終了した場合または占用許可が取り消された場合は速やかに撤去してください。
- (3) 禁止行為
  - ・ みだりに府漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはなりません。
  - ・ 爆発物その他の危険物又は衛生上有害と認められる廃棄物、産業廃棄物等を事業用地に持ち込むことはできません。
- (4) 利用事業者の義務
  - ア 善良なる管理者の注意をもって事業用地を占用、維持管理してください。
  - イ 事業用地の運営に関する近隣事業所等への対応は、利用事業者の責任で行うものとします。
  - ウ 大阪府が事業用地の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守してください。
- (5) 非常時等の対応
  - 府域において大地震、大型台風、大規模事故・事件など社会的影響の大きな災害等が発生し、その対策上、大阪府が事業用地を使用する必要があると判断したとき、その他大阪府が事業用地を公用又は公共用に供するため必要とするときは、事業を一時的に停止していただく場合があります。その場合は占用料の協議を行います。
- (6) その他
  - ア 占用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の掲示はできません。
  - イ 大阪府の職員及び車両が、漁港施設管理上、事業用地内に立入る場合があります。

#### 4 原状回復

利用事業者は、許可期間が満了し、又は許可が取り消された場合は、大阪府の指示に従い、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、利用事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

#### 5 参考データ

ア 泉佐野食品コンビナート 約51社、域内従業員数約4,500人

イ 周囲の道路は、大阪府水産課（漁港管理事務所）が管理している道路です。  
なお、府道、市道等の道路法認定道路ではありません。

ウ インフラ関係の事業者

電 力：関西電力

上下水道：泉佐野市上下水道局

都市ガス：大阪ガス

雨水排水：大阪府漁港管理事務所（大阪府）

#### 6 その他

この仕様書に定めるもののほか、占用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、大阪府漁港管理条例及び大阪府漁港管理規則に準拠することとし、さらに大阪府と協議しなければならないものとします。